

令和5年度

社会福祉法人指導監査等方針

福岡県

## 1 基本方針

社会福祉事業を行う社会福祉法人等は、主として措置費、自立支援給付及び介護給付等の公的資金により運営される極めて公共性の高い組織であり、適正で円滑な運営が強く求められます。

このため、指導監査等では、法人の運営管理、利用者に対するサービス提供、措置費等公的資金の取扱い等が法令等を遵守した適正なものとなっているかについて、下記の点にも留意し、実地による確認を行います。

- (1) 福祉サービスの利用者に対するより一層のサービスの質の向上に資するよう指導に努めるなど、指導が形式的にならないようにすること。
- (2) 改善を要する事案は、原因究明を行うとともに、改善の方策についても具体的な方針を示すよう努めること。また、短期間に解決が困難な事案にあつては、年次改善計画の作成を指導するなど、継続的な指導を行うこと。

## 2 指導監査事項

### (1) 重点事項

#### ア 利用者に対する虐待の防止に向けた取組

- (7) 法人・事業所において、虐待防止のための必要な体制の整備や職員に対する人権擁護・虐待防止のための研修の実施など、組織的な取組を行っているかについて、「虐待防止チェックリスト」等により確認します。
- (イ) やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、緊急やむを得ない理由等の記録が整備されているかなどを確認します。
- (ウ) 児童が入所する施設においては、子どもの意見を表明する機会を確保しているか確認します。

#### イ 防災対策の強化

- (7) 近年、大規模自然災害による被害が相次いで発生しています。火災・地震・風水害等の非常災害対策として、各種社会福祉施設等の設備及び運営の基準に関する県条例に基づき、県が作成した「防災計画策定マニュアル」の活用等により、火災のほか、大規模な地震・風水害等の非常災害に関する具体的計画が整備され、避難、救出等の訓練が行われているか確認します。

これに加え、水防法に基づく浸水想定区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の各区域内の要配慮者利用施設（市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設）については、各法に基づく「避難確保計画」の作成及び市町村防災担当部局への提出並びに「避難確保計画」に基づく訓練が実施されているか確認します。

また、「福岡県備蓄基本計画（令和5年3月修正）」に基づく飲料水、食糧、生活物

資等の備蓄状況、加えて、その供給体制の確保状況等を確認し、未実施の場合、備蓄等の確保に向けた検討を促します。

- (イ) 消防法に基づく防災設備の整備・点検の実施、緊急時の連絡体制の整備が行われているか確認します。
- (ロ) 所轄消防機関、地域消防組織及び地域住民との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練（夜間想定訓練を含む。）、消火訓練、通報訓練等は、過去の災害、火災事故等を想定した、より実践的な訓練を十分に行い、常に利用者の安全対策に万全を期す体制が整備されているか確認します。
- (エ) 消防法及び消防法施行令に基づく消防設備の設置状況について確認を行い、所轄消防機関の判断に基づく措置が講じられているか確認します。

## ウ 業務継続計画の策定等

感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか確認します。

## エ 評議員、理事及び監事の欠格事由等

平成 29 年の社会福祉法の施行から 5 年が経過し、評議員、理事及び監事について改選が行われていることから、社会福祉法、同法施行規則及び定款に定められた手続きを経て選任しているか、欠格事由に該当する者がいないか等を確認します。また、役員については資格要件を満たした者が選任されているかを併せて確認します。

## オ レジオネラ症防止対策

社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成 15 年 7 月 25 日社援基発 0725001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老健局計画課長連名通知）に基づき、レジオネラ症患者の発生を防止するため、適切な措置が講じられているか確認します。

## (2) 一般的事項

### ア 社会福祉法人運営

- (ア) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）に基づき、社会福祉法人の運営が適正に行われているか確認します。
- (イ) 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について（令和 4 年 12 月 26 日社援発 1226 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉連携推進法人の運営が適正に行われているか確認します。
- (ロ) 法人運営等における暴力団排除の徹底が図られているか確認します。

## イ 職員の処遇

- (7) 職員の給与が給与規程や雇用契約等に基づき、適正に支給されているか確認します。
  - (イ) 時間外勤務が適切に管理され、同手当が適正に支給されているか確認します。
  - (ロ) 職員の資質向上を図るための職員研修について具体的計画が立てられ、研修内容が全ての職員に周知されているか確認します。
  - (エ) 労働基準法、労働安全衛生法等により長時間労働の是正等の取組（残業時間の上限の規制、年5日間の年次有給休暇付与、労働時間の客観的な把握等）が適正に行われているか確認します。
  - (オ) 職場におけるハラスメント防止対策が強化されたことに伴う、防止措置の状況について確認します。
- ※ 老人福祉施設においては、(ロ)及び(オ)に限ります。

## ウ 会計処理

- (7) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）に基づき、社会福祉法人の会計処理が適正に行われているか確認します。
- (イ) 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について（令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉連携推進法人の会計処理が適正に行われているか確認します。
- (ロ) 社会福祉法人会計基準、社会福祉連携推進法人会計基準及び国からの諸通知を踏まえ、社会福祉施設等の会計処理が適正に行われているか確認します。

## エ 利用者サービス

- (7) 個々の利用者に対する適切なサービス計画を作成の上、健康管理、機能回復訓練、食事の内容、教養の向上、利用者による自治活動への支援等、豊かな生活を実現するための援助や諸サービスの提供について、より一層の充実を図る努力がなされているか確認します。
- (イ) 就労支援等のサービスを提供している場合は、適切な作業計画、作業環境及び安全管理のもとに実施されているか確認します。
- (ロ) 福祉サービスに関する苦情への対応については、次の点を確認します。
  - ・ 苦情解決の仕組み及び第三者委員の氏名、連絡先等が周知されているか
  - ・ 利用者等からの苦情（要望を含む。）に対して迅速・的確に対応しているか
  - ・ 苦情の内容及び解決結果が記録され、定期的に公表されているか など
- (エ) 事故発生の防止及び発生時の対応の体制整備が図られているか確認します。
- (オ) 福祉サービス第三者評価の受審等、サービスの質の向上に向けた取組について確認します。また、第三者評価の受審が義務付けられた児童養護施設等においては、受審状況の確認を行うとともに、第三者評価を受審しない年に自己評価が実施されているか確認します。
- (カ) 利用者の金銭等の保管・管理をする場合は、利用者の意思を尊重し、財産権が侵害されていないか、また、内部牽制を確立し適正に管理されているか確認します。

- (キ) 新型コロナウイルス感染症対策として感染対策マニュアルの作成や手洗いの励行をはじめとした感染症防止対策が講じられているか確認します。
- (ク) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正され、児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園）及び児童家庭支援センターを除く。）において安全計画の策定等が義務となったことから、必要な措置が講じられているか確認します。
- (ケ) 上記(ク)と同様に、児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在の確認が義務となったことから、児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園）及び児童家庭支援センターを除く。）において必要な措置が講じられているか確認します。

## オ 防犯対策

利用者及び職員の安全を確保するための①防犯マニュアルの作成、②防犯設備等の整備・点検、③施設職員への防犯研修の実施、④警察署等関係機関及び地域住民等との連携体制の構築状況等を確認します。

## 3 介護保険サービス事業所に対する運営指導及び障がい福祉サービス事業所等に対する実地指導

介護保険サービス及び障がい福祉サービスを提供する事業所に対しては、介護保険法及び障害者総合支援法等に基づき、1の基本方針や利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いて事業者の支援をすることを基本とし、主に下記事項について運営指導・実地指導を行います。

なお、著しい運営基準違反が認められる場合や、報酬請求に関し著しく悪質な請求と認められる場合は監査に変更します。

### (1) 重点事項

利用者に対する虐待の防止に向けた取組、防災対策の強化及び業務継続計画の策定等については、2の(1)の重点事項と同様、運営指導・実地指導の際にも重点を置いて指導を行います。

### (2) 一般的事項

- ア 個々の利用者に対する適切なサービス計画が作成され、その計画に沿ったサービスが提供されているか確認します。
- イ 介護報酬又は自立支援給付等が適正に請求されているか確認します。
- ウ 人員、設備及び運営の基準に関する県条例に応じた適正な人員配置等がされているか確認します。
- エ 業務管理体制が整備されているか確認します。
- オ 障がい福祉サービス事業所のうち、経営改善計画を提出した就労継続支援A型事業所について、当該計画の進捗状況を確認します。
- カ 就労支援等のサービスを提供している場合は、作業収入等の利用者への還元が適切に行われているか確認します。

キ 感染症防止対策が講じられているか確認します。

#### **4 その他の事項**

##### **(1) 重大な問題を有する法人・事業所に対する重点指導**

重大な問題を有する法人・事業所に対しては、改善報告の提出を求め、その報告に従って改善がなされているか随時確認するなど、重点的かつ継続的に指導を行います。

継続的指導によっても改善措置が講じられない場合は、その事案に応じて社会福祉法等に基づく改善勧告、改善命令、役員了解職勧告、業務停止命令、法人名等の公表を行うなど、厳正に対処します。

##### **(2) 法人・事業所の新規設立時における事務指導**

新たに設立を認可した法人、新規に開設した事業所については、円滑かつ適正な運営が確保できるよう、原則として設立又は開設年度において、事務指導を行います。

##### **(3) 児童福祉施設の指導監査**

児童福祉施設の指導監査については、前回指導監査の結果等を考慮した効率的・弾力的な実施方法を取り入れていきます。